

非継続型据置定期預金（じゅうろくスーパーエース）規定

1. 預金の支払時期等

- (1)据置定期預金（以下「この預金」といいます。）は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2)前(1)による預金（一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。）の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から通帳記載または証書表面記載の最長お預り期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、この預金の元金金額が300万円を超える場合には、300万円を超える金額部分についてのみ一部支払いを請求することができるものとします。
- (3)この預金は、最長お預り期限が到来したときは自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2. 証券類の受入れ

- (1)小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2)受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、またはこの預金の証書（以下「証書」といいます。）と引換えに、当店で返却します。

3. 利息

- (1)この預金の利息は、解約時に預入日から解約日（最長お預り期限以後に支払う場合には最長お預り期限）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（以下「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、一部支払い時に預入日から一部支払い日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、一部支払いをする元金とともに支払います。
 - ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上2年未満
 - ③ 2年以上3年未満
 - ④ 3年以上4年未満
 - ⑤ 4年以上5年未満
 - ⑥ 5年
- (2)この預金の最長お預り期限以後の利息は、最長お預り期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3)この預金を4.(1)により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4)①この預金は、1年を365日として日割で計算し、付利単位は1円、円未満は切り捨てます。
②複利型においては、預入日の6か月後の応当日を利息計算基準日とし、預入日または前回利息計算基準日から次の利息計算基準日の前日までの利息を前①の方法により計算し、元金にこの利息を組み入れたものを次の計算における元金として計算します。

4. 預金の解約、書替継続

- (1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、預入日の6か月後の応当日前の解約はできません。
- (2)この預金を前記1.(3)の自動解約以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当行に提出してください。ただし、解約（減額して書替継続する場合を含みます。）については、当行の定める一定限度額までは当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。また書替継続（減額して書替継続する場合を除きます。）については、記名押印がなくても、また当店のほか当行国内本支店のどこの店舗でも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。
- (3)この預金の一部について解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。
- (4)前(2)および前(3)の解約または書替継続の手続きに加え、この預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続きを求められることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

5. 証書の効力

証書式のこの預金について、満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので直ちに当行に返却してください。

6. 定期預金共通規定の適用

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとなりますが、本規定は「定期預金共通規定」に優先して適用されるものとします。

以上
2020年4月1日現在